

昭和女子大学と館山市との連携協力に関する包括協定書

学校法人昭和女子大学（以下「甲」という。）及び館山市（以下「乙」という。）は、相互の人的、知的資源の交流と物的資源の活用をはかり、第1条に掲げる目的を推進するために、包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が行政における様々な分野において、包括的な連携協力を推進することにより、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）地域づくり、まちづくりの推進
- （2）知的資源、人的資源及び物的資源の活用
- （3）観光振興、産業振興など地域経済の発展
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携協力

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の地方公共団体と連携し協力すること及び乙が甲以外の学校法人と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動により知り得た相手方の秘密情報等について、相手方の承認を得ずに開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がないときは、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

（個別契約の締結）

第6条 この協定に定めるもののほか、第2条で定める連携協力事項の具体的事項その他必要な事項については、甲及び乙が協議決定し、別に個別契約等でこれを定めるものとする。

（協定内容の変更）

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（信義則）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、関係法令及び信義則に基づき、甲乙誠意をもってこれを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自1通を所持する。

令和3年7月16日

甲 東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号
学校法人昭和女子大学

理事長・総長

坂東真理子

乙 千葉県館山市北条1145-1
館山市

館山市長

金丸謙一